

今号の主な内容

- 2頁 障害者差別解消法施行
- 3頁 特別障害者手当などの手当額が改定されます
- 4頁 年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)のお知らせ
- 7~5頁 情報コーナー(施設/保健・医療・福祉/講座・催し物/国保・年金/その他)

区のおしらせ



中央

4/1

HP <http://www.city.chuo.lg.jp> ツイッター https://twitter.com/chuo_city フェイスブック <https://www.facebook.com/tokyochuo.city>

凡例

問合わせ(申込)先

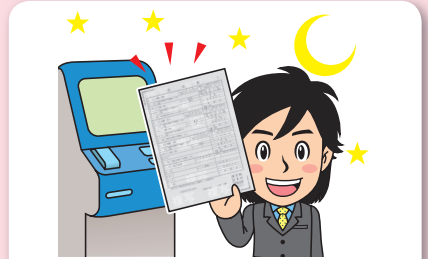
HP

ホームページアドレス

E

メールアドレス

コンビニ交付が始まりました



お昼休みや夜間、さらに土・日曜日、祝日も、自分の都合に合わせて取得できます。



区内の店舗だけでなく、全国のコンビニエンスストアで取得できます。



証明書が急に必要になった時も、すぐに取得できます。

4月1日から中央区に住民票のある方を対象に、マイナンバーカード(個人番号カード)を使って、コンビニエンスストアにある多機能端末機(マルチコピー機)で、住民票の写しなどの交付が出来るようになりました。ぜひご利用ください。

交付を受けられる方

利用者証明用電子証明書の入ったマイナンバーカードをお持ちの方(15歳未満の方を除く)

交付を受けられるコンビニエンスストア

次のコンビニエンスストアで多機能端末機があれば、日本全国の店舗で利用が可能です。

- セブンイレブン
- LAWSON
- FamilyMart
- サークルK
- サンクス
- コミュニティ・ストア

交付を受けられる日時

原則無休(コンビニエンスストアの営業日) 午前6時30分~午後11時

◎システムのメンテナンス日および年末年始(12月29日~翌年1月3日)を除く。

交付を受けられる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書(印鑑登録をしている方のみ)

交付手数料

1通当たり 300円

◎窓口や自動交付機による場合と同額です。

交付の方法

各コンビニエンスストアにある多機能端末機の画面に表示される行政サービスメニューを選択の上、手順に従い、マイナンバーカードのセットや登録済みの暗証番号(4桁)を入力するなどの操作を行います。

☎区民生活課総合窓口係 ☎(3546)5320

増築棟(久松児童公園側)



屋上プール



久松小学校・幼稚園の増築棟が完成しました

平成26年春から、保護者、学校関係者や地域の皆様のご支援、ご協力のもとに工事を進めてきました久松小学校・幼稚園の増築棟が完成し、平成28年度1学期から授業がスタートします。

増築棟は、1階と2階を幼稚園ゾーン、3階から5階を小学校ゾーン、6階をプールとして整備しました。

また、機能の充実としてエレベーターの設置や防災倉庫の整備を行いました。

増築棟の概要

構造・規模 鉄筋コンクリート造 地上6階建

建築面積 約700平方メートル

延べ面積 約3600平方メートル

1階~2階(幼稚園)

- ・保育室 5室
- ・遊戯室 1室

3階~5階(小学校)

- ・普通教室 7室
- ・特別支援教室、図書室、ラウンジルーム、第2図工室兼生活科室

6階

- ・屋上プール(全天候対応開閉式屋根・可動床)
- ◎プール期間以外は、第2体育館として利用

☎(3546)5498

「交通事故死ゼロ」を実現しましょう。4月6日から15日までの10日間、春の交通安全運動が全国一斉に実施されます。

運動の基本は「子供と高齢者の交通事故防止」です。昨年の交通事故による死者は4117人で、このうち65歳以上の高齢者は前年比54人増の2247人にのぼり、全体の54.6%を占めました。都内でも死者161人のうち、高齢者は36%の58人で、年齢層別では最も多くなっています。

また、15歳未満の子どもが交通事故に遭うケースも多く、昨年は全国で72人、都内で7人亡くなっています。このため、区教育委員会は幼稚園、小学校、中学校での交通安全指導を徹底することとしています。

一方、政府は先般、2020年までに交通事故の年間死者数を2500人以下に減らす目標を掲げた第10次交通安全基本計画を決めました。警視庁も都内の事故死を125人以下とする方針です。

本区では昨年1人、今年も1人の死者が出ましたが、平成6年には「死者ゼロ」の実績があります。力を合わせてまいりましょう。

中央区長 **やだよしひで** 多田 美 英

こんには 区長です

凡例 問い合わせ申込先 HPホームページアドレス Eメールアドレス

春の全国交通安全運動

4月6日(水)～15日(金)

「やさしさが 走るこの街 この道路をスローガンに春の全国交通安全運動が実施されます。

運動の基本・重点

子供と高齢者の交通事故防止 家庭や地域で交通ルール・マナーを正しく守ること、交差点では、信号が青でも必ず左右の安全を確かめて横断することなどについて、普段から確認し合ひましょう。また、道路を横断するときは、横断歩道などを利用し、交通事故に遭わないように気を付けましょう。

しい運転に心掛けましょう。自転車の安全利用の推進特に、「自転車安全利用五則」の周知徹底

自転車の安全利用の推進

自転車は、車と同じ「車両」です。携帯電話の使用や傘差し運転、また、2人乗りや暴走行為は大変危険です。交通ルールを守り、正しいマナーで安全走行を心掛けましょう。また、定期的な点検・整備を受け、損害賠償保険に加入しましょう。

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

全ての座席のシートベルトやチャイルドシートを正しく着用させることで、交通事故時の車外放出や前席同乗者との衝突を防ぎ、被害を大幅に軽減できます。重要性を理解し、後部座席に同乗する場合にも必ずシートベルトなどを正しく着用しましょう。

飲酒運転は、重大交通事故に直結する悪質な犯罪です。また、道路交通法では、運転者に酒を勧めることや酒を飲んだ人に車を提供することだけでなく、運転者の飲酒を確認した上で車に同乗することも犯罪として厳しく罰されています。運転者の皆さんは、「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない」を厳守し、運転者以外の人も飲酒運転の加害者にならないように徹底した意識を持ちましょう。

区内警察署の行事予定

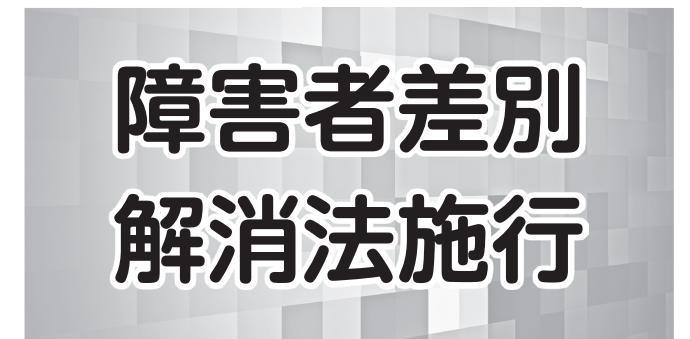
2署(中央・久松警察署) 合同二輪車ストップ作戦

日時 4月13日(水) 午後1時30分～2時30分

場所 江戸通り鞍掛橋交差点

環境政策課交通対策係 ☎(3546)5443

障害者差別 解消法施行



4月1日より、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、障害者差別解消法という)が施行されます。

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関

取扱いの例

障害があることを理由に書面交付、資料の送付、パンフレットの提供を拒む。合理的配慮の提供とは

個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去を実施することです。

合理的配慮の提供の例 障害の特性に応じて、手話、要約筆記、図解、絵、画像および振り仮名付き文書の使用など、分かりやすい説明を行う。

中央区の取り組み 障害者差別解消のための措置に行政機関として対応するため、国が策定した基本方針に基づき、全ての中央区職員が遵守する「中央区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」(以下規程という)を策定しました。

規程には、職員が事務事業を行うに当たり、障害を理由とした差別を行わないよう適切に対応するための基本的事項を定めるとともに、具体的な差別行為や望ましい合理的配慮も例示しています。

規程の全文は区のホームページでご覧いただけます。また、障害者差別解消法を多くの方に知っていただくため、今後、リーフレットの作成や、講演会などを実施し、普及・啓発に取り組みしていきます。

障害者福祉課障害者福祉係 ☎(3546)5389 FAX(3544)0505

障害を理由とする不当な差別

・サービスなどの提供を拒否する。 ・サービスなどの提供に当たって、場所や時間帯などを制限する。 ・サービスなどの提供に当たって、障害者でないものに対しては付さない条件を付する。

不当な差別的取扱いとは 障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として左記の行為などにより、障害者の権利利益を侵害することです。

合理的配慮の不提供の禁止 (法的義務) 民間事業者 不当な差別的取扱いの禁止 (法的義務) 合理的配慮の不提供の禁止 (努力義務) 不当な差別的取扱いとは 障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として左記の行為などにより、障害者の権利利益を侵害することです。

中小企業経営者の皆さんへ 商工業融資のご案内

平成28年度の商工業融資は、昨年と同じ内容で引き続き実施します。

低利な制度融資をご利用いただけます。

商工業融資の概要

以上融資を含め、別表1のとおり常時、区内中小企業(個人を含む)を対象に、指定金融機関(別表2)への融資あっせんを利子の一部補助および保証料補助を行う融資制度を実施しています。

資金計画を立て、これらの制度を有効にご活用ください。

申請資格

区内で同一事業(東京信用保証協会の保証対象業種)を1年以上営み(創業支援

・区内で同一事業(東京信用保証協会の保証対象業種)を1年以上営み(創業支援

・区内で同一事業(東京信用保証協会の保証対象業種)を1年以上営み(創業支援

・区内で同一事業(東京信用保証協会の保証対象業種)を1年以上営み(創業支援

資金計画を立て、これらの制度を有効にご活用ください。

資金計画を立て、これらの制度を有効にご活用ください。

資金計画を立て、これらの制度を有効にご活用ください。

別表2 中央区商工業融資指定金融機関

| 銀行 | みずほ、三菱東京UFJ、三井住友、りそな、東京都市、横浜、北陸、北國、東日本、八千代 |
|------|--|
| 信用金庫 | 朝日、興産、さわやか、東京シティ、芝、西京、西武、城南、昭和、東京、城北 |
| 信用組合 | 文化産業、江東、中ノ郷、大東京、第一勸業 |
| 政府系 | 商工組合中央金庫 |

◎上記の金融機関の区内店舗で取り扱いをしています。

「経営改善資金融資利子補助」を実施しています。詳しくはお問合せください。商工観光課相談係 ☎(3546)5333 東京商工会議所中央支部 ☎(3538)1811

別表1

| 制度融資名 | 資金用途 | 区分 | 融資限度額 | 融資利率 | 利子補給利率 ()内の利率は優遇利率適用の場合 | 本人負担利率 | 返済期間 | 保証料補助 | |
|-------------------------|-------------|---------------------------------|--------------------------|------------------|-----------------------------|---|----------------------|-------|------|
| 継続支援資金融資 | 一般運転資金 | 一般 | 1,800万円 | 年1.0% (年1.1%) | 年1.0% (年0.9%) | 7年以内 (据置6カ月以内を含む) | 3分の2 | | |
| | | 区民 | 2,000万円 | | | | | | |
| | 限度額差額 | 一般 | 1,200万円 | 年1.6% (年1.7%) | 年0.4% (年0.3%) | 3分の2 | | | |
| | | 区民 | 1,400万円 | | | | | | |
| | 小規模企業資金 | 一般 | 2,600万円 | 年1.0% (年1.1%) | 年1.0% (年0.9%) | 9年以内 (据置6カ月以内を含む) | 全額 | | |
| | | 区民 | 3,000万円 | | | | | | |
| | 設備資金 | 設備資金 | 一般 | 3,000万円 | 年1.6% (年1.7%) | 年0.4% (年0.3%) | 3分の2 | | |
| | | | 区民 | 3,000万円 | | | | | |
| | | | 一般 | 1,200万円 | | | | 3分の2 | |
| | | | 区民 | 1,400万円 | | | | | |
| 小規模企業特例緊急運転資金 | 運転資金 | 300万円 | 年1.9% | 年0.1% | 2年以内 (据置3カ月以内を含む) | 全額 | | | |
| 年末特別資金 | 運転資金 | 300万円 | 年1.4% (年1.5%) | 年0.6% (年0.5%) | 11カ月以内 (据置1カ月を含む) | 全額 | | | |
| 全国統一保証制度(責任共有対象外)小口資金融資 | 一般運転資金 | 一般 | 1,250万円 | 年1.0% (年1.1%) | 年1.0% (年0.9%) | 7年以内 (据置6カ月以内を含む) | 3分の2 | | |
| | | 区民 | 1,250万円 | | | | | | |
| | 限度額差額 | 一般 | 850万円 | 年1.6% (年1.7%) | 年0.4% (年0.3%) | 3分の2 | | | |
| | | 区民 | 850万円 | | | | | | |
| | 設備資金 | 設備資金 | 一般 | 1,250万円 | 年1.0% (年1.1%) | 年1.0% (年0.9%) | 9年以内 (据置6カ月以内を含む) | 全額 | |
| | | | 区民 | 1,250万円 | | | | | |
| | | | 一般 | 850万円 | | | | | 3分の2 |
| | | | 区民 | 850万円 | | | | | |
| | 経営改善支援資金 | 運転資金および設備資金 | 1,250万円 | 年1.6% (年1.7%) | 年0.4% (年0.3%) | 7年以内 (据置6カ月以内を含む) | 一般 3分の2 区民 全額 | | |
| | 限度額差額 | 運転資金および設備資金 | 1,250万円 | 年1.6% (年1.7%) | 年0.4% (年0.3%) | 7年以内 (据置6カ月以内を含む) | 一般 3分の2 区民 全額 | | |
| 創造支援資金 | 運転資金および設備資金 | 1,500万円 (創業必要額の2分の1) | 年1.6% | 年0.4% | 7年以内 (据置6カ月以内を含む) | 3分の2 | | | |
| 店舗・工場等小規模再開発資金 | 設備資金 | 10,000万円 | 年1.0% | 年1.0% | 10年以内 (据置6カ月以内を含む) | 3分の2 | | | |
| 応援資金融資 | 経営改善支援資金 | 一般 | 1,300万円 | 年1.6% (年1.7%) | 年0.4% (年0.3%) | 7年以内 (据置6カ月以内を含む) | 一般 3分の2 区民 全額 | | |
| | | 区民 | 1,500万円 | | | | | | |
| | 限度額差額 | 一般 | 1,000万円 | 年1.6% (年1.7%) | 年0.4% (年0.3%) | 7年以内 (据置6カ月以内を含む) | 一般 3分の2 区民 全額 | | |
| | | 区民 | 1,200万円 | | | | | | |
| | 災害復旧資金 | 共同事業資金 | 法人 3,000万円 任意 1,500万円 | 年1.2% | 年0.8% | 6年以内 (据置6カ月以内を含む) 10年以内 (据置6カ月以内を含む) | 全額(法人) | | |
| | | 近代化設備資金 | 法人 5,000万円 任意 2,500万円 | | | | | | |
| 区融資一本化 | 運転資金 | 2,000万円(融資残高と新規資金500万円の合計額の範囲内) | 年1.0% | 年1.0% | 7年以内 (据置6カ月以内を含む) | なし | | | |

◎利率の()内の数字は、町会加入など、優遇利率適用事業者に対する優遇利率です。
 ◎区民とは、代表者が区内に住居登録していることをいいます。
 ◎小規模企業資金対象は、資本金1,000万円以下かつ従業員10人以下(卸・小売・サービス業は4人以下)の事業者となります。
 ◎小規模企業資金は、運転資金、運転資金限度額差額、設備資金のいずれかで利用できますが、重複して利用することはできません。
 ◎小口資金対象は、中小企業者のうち従業員20人以下(卸・小売・サービス業は5人以下)であり、区の融資を含めた保証付融資の合計額が1,250万円以下の事業者となります。
 ◎年末特別融資の受付期間は、10月3日(月)から11月15日(火)までです。
 ◎保証料補助は、当該融資に係る保証料に対して補助します。信用保証協会付融資の残高がある場合には、区が補助する保証料の額は保証協会請求の保証料額と異なることがあります。
 ◎繰り上げ償還により保証協会から保証料が返戻された場合は、返戻された保証料のうち区の保証料補助相当額を、区にお返しいただきます。返還されない場合は、その後区の融資をご利用いただくことはできません。

凡例 問合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

4月1日から 学校施設課を 新設しました

就学人口の急増に伴う教室不足などへの対応およびオリピック・パラリンピック東京大会開催後の学校整備計画の策定など、教育環境の課題に迅速かつ的確に対応するため、教育委員会事務局の組織を整備し、「学校施設課」を新設しました。主な業務内容は別表3のとおりです。主査 総務課組織・業務改善推進 ☎(3546)5625

特別障害者手当 などの手当額が 改定されます

平成28年4月より、「児童扶養手当法」による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律の規定により、別表4のとおり月額の手当額が改定されます。障害者福祉課障害者福祉係 ☎(3546)5697

別表4

| 年度 | 特別障害者手当 | 障害児福祉手当 | 福祉手当(経過措置分) | 特別児童扶養手当(1級) | 特別児童扶養手当(2級) |
|--------|---------|---------|-------------|--------------|--------------|
| 平成27年度 | 26,620円 | 14,480円 | | 51,100円 | 34,030円 |
| 平成28年度 | 26,830円 | 14,600円 | | 51,500円 | 34,300円 |

別表3

| 課 | 係 | 業務内容 |
|-----------|------------|---|
| 学務課 | 学事係 | 学齢児童・生徒・園児の就学・就園、区立学校の設置・廃止および管理運営、学級編成、就学援助 |
| | 保健給食係 | 区立校外学園の設置・廃止、区立養護学園および校外学園の管理運営、区立校外学園の社会教育・社会体育利用、区立学校の保健衛生、日本スポーツ振興センターの災害共済給付、学校給食の指導助言および総合的計画・調整、学校給食の献立作成および物資の共同購入 |
| | 施設係 | 廃止 |
| 学校施設課(新設) | 施設管理係(新設) | 区立学校施設の維持管理、学校防災、学校施設開放 |
| | 施設整備係(新設) | 区立学校施設の増改築および修繕工事 |
| | 施設計画主査(新設) | 区立学校施設の整備に関する調査および計画 |

(3) 区民相談全般・窓口のご案内については、「まごころステーション」 ☎(3546)0561へお気軽にお問合せ・ご相談ください。

凡例 問合せ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

ボランティア保険 加入手続きのご案内 (継続・新規)

ボランティアの方が安心して活動できるように、区では「中央区ボランティア保険」制度を実施しています。

この制度は、ボランティア活動中の思わぬ事故で生じた損害に備えるため、区が認定するボランティア団体の指導者などの方を被保険者として、保険料を全額区が負担して加入するものです。

現在のボランティア保険は6月1日に期間満了となるため、6月1日から平成29年6月1日までの1年間を期間とする保険加入の申込みを、次のとおり受け付けます。

対象(被保険者)
ボランティア団体の代表者または指導者

別表1

| 補償の種類 | | 補償限度額 | |
|----------|---------|-------------------|---------------|
| 損害賠償責任保険 | 対人の賠償 | 1名 1億円 | |
| | | 1事故 2億円 | |
| 傷害保険 | 対物の賠償 | 1事故 500万円 | (保管物の場合300万円) |
| | 死亡保険金 | 1,000万円 | |
| | 後遺障害保険金 | 30万円~1,000万円 | |
| | 入院保険金 | 日額 3,000円(180日限度) | |
| | 通院保険金 | 日額 2,000円(90日限度) | |

別表2

| 団体(活動)の種類 | 担当窓口 | 電話 |
|--------------------------|-------------------|-------------|
| 青少年の健全育成活動および社会教育活動を行う団体 | 区役所6階文化・生涯学習課青少年係 | ☎(3546)5304 |
| 町会・自治会関係 | 区役所7階地域振興課地域事業係 | ☎(3546)5339 |
| 乳幼児の健全育成活動を行う団体 | 区役所6階子育て支援課子育て支援係 | ☎(3546)5350 |
| 障害のある方に対する援助活動を行う団体 | 区役所4階障害者福祉課障害者福祉係 | ☎(3546)5389 |
| 高齢者クラブ、高齢者に対する援助活動を行う団体 | シニアセンター | ☎(3531)7813 |
| 資源再利用活動を行う団体 | 中央清掃事務所清掃事業係 | ☎(3562)1523 |
| 交通安全活動を行う団体 | 区役所7階環境政策課交通対策係 | ☎(3546)5443 |
| 上記以外の団体 | 活動の関連部課 | |

保険内容
別表1のとおり

保険期間
6月1日(中途加入の場合は、承認された日)~平成29年6月1日

保険料
無料

保険加入の方法
継続加入、新規加入ともに4月6日(水)から5月6日(金)までに、団体の代表者が所定の申込用紙に必要事項を記入の上、申込む(中途加入は随時受付)。

申込用紙の配布場所・申込先
別表2のとおり

区総務課総務係
☎(3546)5233

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)のお知らせ

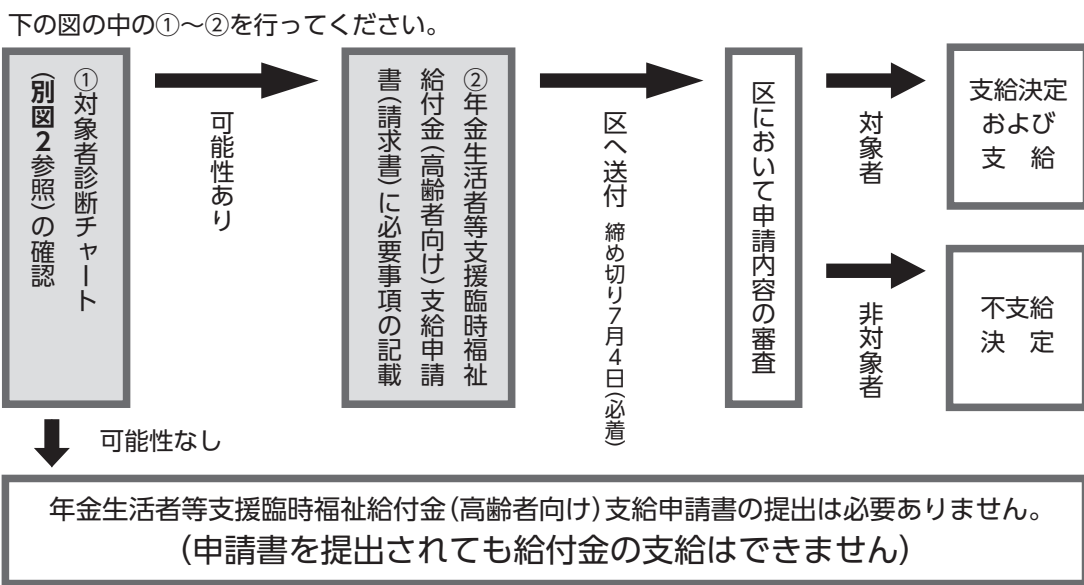
賃金引き上げの影響が及びにくい低年金受給者への支援や、高齢者世帯の所得全体の底上げを図る観点から、低所得の高齢者などを対象に実施する「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」事業についてお知らせします。

支給対象
平成28年度中に65歳以上

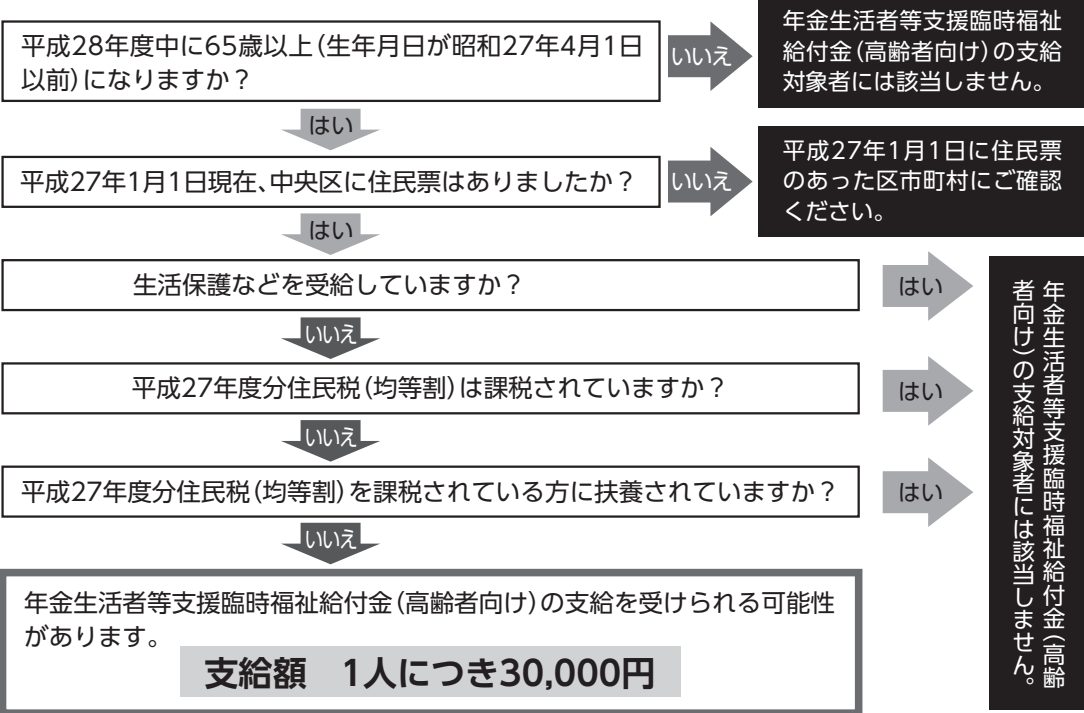
（生年月日が昭和27年4月1日以前）になる方のうち、平成27年1月1日現在、中央区に住民票があり、平成27年度の住民税(均等割)が課税されない方

◎住民税(均等割)が課税されている方の扶養親族、生活保護を受けている方は対象になりません。

別図1 給付金支給までの流れ



別図2 対象者診断チャート



支給額
対象者1人につき3万円

給付金支給までの流れ
別図1のとおり

申請方法など
平成27年度に臨時福祉給付金申請書を提出済みの方、対象要件を確認の上、対象世帯には給付金の申請書とお知らせを世帯主の方に送付します。申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、提出してください。

その他の世帯
平成27年1月1日現在、中央区に住民票のあった方のうち、平成28年度中に65歳以上

になる方がいる世帯の世帯主の方に、申請書とお知らせを送付します。なお、申請書は税情報を確認できていない世帯にお送りしています。住民税が課税されている方などは、申請書を提出されても給付金は支給できませんので、必ず対象の確認をした上で、支給要件に該当する方のみ、申請書を出してください。

◎申請手続きなどは、全て郵送で行えますので、同封の返信用封筒をご利用ください。

対象の確認方法
窓口や電話で該当の可否を

お答えすることはできませんので、別図2の「対象者診断チャート」を参考にしてください。該当すると思われる方のみ申請書を提出してください。

申請書受付期間
4月4日(月)~7月4日(必着)

コールセンターなどの設置
区役所内にコールセンターを設置し、電話による問合せに対応します。併せて区役所内および日本橋・月島区民センター内に申請書などの受付および問合せ窓口を設置します。

コールセンター・区役所内および区民センター内受付窓口設置期間
4月4日(月)~7月29日(金)(土・日曜日、祝日を除く)午前9時~午後5時

振り込め詐欺などにご注意ください
年金生活者等支援臨時福祉給付金では、次のようなことは絶対にありません。
・国や都、区の職員が銀行やコンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)を使って手続きを願うこと
・ATMを自分で操作して、他人から振り込んでもらうこと
・国や都、区の職員が「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めること

区臨時福祉給付金コールセンター
☎(3546)5657
☎(3546)5657
日本橋・月島区民センター内受付窓口には電話はありません。

情報コーナー(6頁からのつづき)

チャリティーフリーマーケット in箱崎公園

日 4月24日(日)
午前10時～午後2時30分
場 箱崎公園
◎雨天の場合は箱崎川第二公園
[出店舗数] 約45店舗
◎当日は模擬店も出店します。
[注意事項]
・出店者の募集は終了しています。
・車での来場はご遠慮ください。
[後援] 中央区
[共催] 箱崎北新堀町会、箱崎二・三町会、箱四町会
問 箱崎睦会フリーマーケット事務局
☎080(3200)7064

スポーツ指導者養成セミナー

日 6月2日～7月14日(6月20日を除く)の毎週月・木曜日 計12回
午後6時30分～8時30分
(普通救命講習の回のみ午後9時30分まで)
場 区役所ほか
対 原則18歳以上の区内在住・在勤者で区内のスポーツ指導者をめざす方(高校生を除く)
内 「中央区のスポーツ振興」「普通救命講習」ほか、スポーツ指導者として必要な知識
◎セミナー修了者は、スポーツ指導補助者として登録し、区の実施するスポーツ教室などの補助をすることにより、将来のスポーツ指導者をめざすことができます。
[講師] 聖路加国際病院整形外科医長 医学博士 田崎篤ほか
定 50名(申込多数の場合は抽選)
費 無料(普通救命講習の回のみテキスト代を自己負担)
申 4月28日(消印有効)までに区役所6階スポーツ課、日本橋・月島特別出張所、各図書館、各社会教育会館、月島スポーツプラザ、総合スポーツセンター、月島運動場、豊海テニス場にある申込書に記入し、区役所6階スポーツ課へ持参、郵送またはファクスで申込む(電子申請も可)。
◎要項、申込書は区のホームページからダウンロードすることもできます。
問 スポーツ課スポーツ事業係
☎(3546)5531
FAX(3546)9561

特別区長会 全国連携シンポジウム

日 4月26日(火)午後2時～4時50分(午後1時開場)
場 東京区政会館20階会議室(千代田区飯田橋3-5-1)
内 特別区(東京23区)では、全国各地域との信頼関係・絆をさらに強化し、連携を深める取り組みとして「特別区全国連携プロジェクト」を進めています。今後、遠隔自治体間連携の取り組みをさらに深めていくに当たり、自治体や国などの関係機関と方向性を共有し、全国に情報を発信する場としてシンポジウムを開催します。
[出演]
・首都大学東京大学院教授 大杉 寛

・内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長 末宗徹郎
・北海道町村会会長・白糠町長 棚野孝夫
・京都府市長会会長・京丹後市長 中山 泰
・特別区長会会長・荒川区長 西川太一郎
[コーディネーター]
(株)価値総合研究所主席研究員 目黒義和
定 130名(先着順)
費 無料
申 4月15日(金)までに電話またはEメールに①講演名②氏名③住所④電話番号を記入して申込む。
問 特別区長会事務局
☎(5210)9738
E info@tokyo23city-kuchokai.jp

手帳 国保・年金

平成28年度国民年金保険料のお知らせ

平成28年度の国民年金保険料は次のとおりです。
・定額保険料 月額16,260円
・付加保険料込 月額16,660円
[納付書の送付]
平成28年度の国民年金保険料の納付書は、日本年金機構から、4月1日(金)以降に送付します。
納付書が届かない場合は、中央年金事務所へご連絡ください。
[納付場所]
金融機関、郵便局または納付書に記載されているコンビニエンスストアで納めてください。
[付加保険料(付加年金)とは]
第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納めると、将来受け取る老齢基礎年金に、付加年金が上乘せされます。
付加年金の年間受取額は、200円×付加保険料納付月数です。2年間受け取ると、納めた保険料と同額になります。受取額は定額で、物価スライド(増額・減額)はありません。
◎付加保険料の納付は、申込月分からです。
◎付加保険料の申込みは、区役所4階保険年金課または日本橋・月島特別出張所でできます。
◎国民年金基金に加入中の方は付加保険料を納付できません。

[便利でお得な制度のご案内]
保険料をまとめて前払いすると割引となる「前納制度」があります。
また、納め忘れの心配がない口座振替や、クレジットカード納付もご利用いただけます。
◎詳しくはお問合せください(前納、口座振替、クレジットカード納付に関することは年金事務所にお問合せください)。
問 保険年金課保険年金係
☎(3546)5371
中央年金事務所国民年金課
☎(3543)1411(代表)

退職や就職のときなど 国保の届け出を忘れずに

退職したときや、就職して職場の健康保険に加入したときなど、次の

ような場合は、14日以内に届け出ることが必要です。
なお、各種届出書・申請書には対象となる方のマイナンバーと世帯主のマイナンバーの記入および手続きをされる方の本人確認が必要になります。

- [国保加入の届け出]
・退職などにより、職場の健康保険をやめた方で、他の健康保険に加入しないとき
・中央区に転入したとき(職場の健康保険などに加入していない場合)
・生活保護を受けなくなったとき
・子どもが生まれたとき
[国保をやめる届け出]
・就職などにより、職場の健康保険に加入したとき
・中央区から転出したとき
・生活保護を受けることになったとき
・死亡したとき
[その他]

区内での転居、世帯の分離や合併、世帯主変更などで、住所・氏名が変わったとき
◎届け出が遅れると、保険料をさかのぼって(最長2年)納めていただいたり、治療費が全額自己負担になったりする場合がありますのでご注意ください。
問 保険年金課資格係
☎(3546)5362

学生の皆さんへ 国民年金の学生納付特例制度

20歳以上の学生で、本人の前年所得が一定基準以下の場合には、申請により承認されると、在学中の保険料の納付が猶予されます(一部対象にならない学校があります)。
学生納付特例が承認された期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。ただし、老齢基礎年金の支給に当たっては、保険料を納めた期間(免除・若年者納付猶予・学生納付特例期間などを含む)が25年以上あることが必要です。また、障害・遺族基礎年金の支給には一定の要件が必要です。
なお、10年以内に保険料を納付(追納)しない場合、老齢基礎年金の支給額に学生納付特例期間は反映されません。
また、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降に追納するときは、当時の保険料額に経過した期間に応じた一定の額が加算されます。
◎詳しくはお問合せください。
問 保険年金課保険年金係
☎(3546)5371

付加保険料の特例納付制度開始

過去に付加保険料の申込みをした方を対象に、平成28年4月から3年間(平成31年3月31日まで)に限り、付加保険料を納付することができなかった期間について、過去10年間までさかのぼって付加保険料を納付していただくことができるようになりました。この特例納付制度を利用するには申込みが必要です。
◎対象期間は過去10年以内の月に限られていますので、お早めにお申

込みください。
◎対象となる方には、日本年金機構から「付加保険料の特例納付制度のお知らせ兼特例納付申込書」を送付しています。
問 国民年金保険料専用ダイヤル
☎0570(011)050
中央年金事務所国民年金課
☎(3543)1411(代表)

その他

職員の給与および定員の公表

区職員の給与および定員などの状況について、透明性を高め、区民の皆さんの一層のご理解を得るため、情報公開コーナーと区のホームページで公表を行っています。
問 職員課給与福利係
☎(3546)5250

コミュニティふれあい銭湯

ご近所同士のふれあいの場として「コミュニティふれあい銭湯」を毎月2回行っています。
家庭風呂では味わえない開放感いっぱいの銭湯に行きましょう。
日 毎月第2・第4金曜日の各浴場営業時間内
場 中央区内公衆浴場(銭湯)
対 区内在住・在勤者
費 1人100円(ただし、敬老入浴証持参者と小学生以下は無料)
◎第2金曜日は季節にちなんだ趣向で浴場を飾ります。

4月のコミュニティふれあい銭湯

日 4月8日(金)・22日(金)
◎4月8日はアザレアの湯です。
問 地域振興課区民施設係
☎(3546)5623



未使用のハッピー買物券の払戻期限は5月31日(火)まで

平成27年度に販売したハッピー買物券は、3月31日(木)で使用期限が終了しました。やむを得ず未使用となってしまった買物券は、プレミアム分を差し引いて払い戻します。
ただし、敬老のお祝いとして贈呈した「寿」の印刷のある敬老買物券、出産のお祝いとして贈呈した「祝」の印刷のある新生児誕生祝買物券については払い戻しできませんのでご注意ください。
[払戻期限] 4月1日(金)～5月31日(火)(土・日曜日、祝日を除く)
午前8時30分～午後5時
場 区役所7階商工観光課
[持参するもの] 未使用の買物券、印鑑(スタンプ印不可)、振込口座の分かるもの(通帳など)
◎受付期間を過ぎると払い戻しは一切できません。
問 商工観光課中小企業振興係
☎(3546)5487

凡例 日 日時 場 会場 対 対象 内 内容 定 定員 費 費用 申 申込方法 問 問合せ(申込先) HP ホームページアドレス E メールアドレス

情報コーナー(7頁からのつづき)

講座・催し物

もっと知りたい! 第2日曜日は天文・宇宙のトビラ はじめての「水星」

日 4月10日(日) 午後1時~2時(途中入退場不可) 場 タイムドーム明石プラネタリウムホール 内 今年度は、偶数月に天文初心者の方に向けた講座を実施します。第1回目のテーマは「水星」です。この広い宇宙のどこにあり、どのような星なのか、当館プラネタリウム解説員がご紹介します。

定86名(先着順) 費無料 当日、直接会場へお越しください。 入場整理券を当日正午から受付で配布します。 郷土天文館「タイムドーム明石」 ☎(3546)5537

中高年齢者のためのパソコン教室

日・1回目 5月2日~26日の毎週月・木曜日 計8回 ・2回目 6月2日~27日の毎週月・木曜日 計8回 午前10時~正午

場 シニアセンター1階情報コーナー 対 50歳以上の区内在住・在勤のパソコン初心者 内 初めてのパソコンからインターネットまで(OSはWindows8.1) 定 各回10名(申込多数の場合は抽選) 費 テキスト代などとして2,030円 申 4月20日(必着)までに往復はがきに①~⑤(7頁記入例参照)⑥パソコン経験の有無・年数⑦希望する回を記入して申込む(電子申請も可)。

問 〒104-0051 中央区佃1-11-1 シニアセンター ☎(3531)7813

パソコン講座 (Access 2013初級編)

日 5月23日(月)~27日(金) 計5回 午後6時30分~8時30分 場 ハイテクセンターパソコン研修室 対 中小企業に勤務する区内在住・在勤者でExcel・Wordの基本操作ができる方 内 Windows7を使用しているAccess 2013の基本技能習得 ・Accessの概要と基本操作 ・データベースとテーブルの作成 ・クエリの作成 ・フォーム・レポートの作成と編集など

定20名(申込多数の場合は抽選) 費6,000円 申 4月18日(必着)までに往復はがきに①~⑤(7頁記入例参照)⑥勤務先の名称・所在地・電話番号を記入して申込む。 問 〒104-0061 中央区銀座4-9-8 銀座王子ビル2階

レッツ中央(中央区勤労者サービス公社) ☎(3546)8610

認知症予防講座 ~今日からできる認知症予防~

日 4月27日(水) 午後6時30分~8時30分 場 築地社会教育会館3階第3洋室 対 中小企業に勤務する区内在住・在勤者と同居家族および区内在住者 内 認知症は特別な病気ではなく、誰でもかかる可能性があるといわれています。最近の研究では、認知症の発症には生活習慣が影響していることが分かってきました。認知症の発症を少しでも遅らせるために、どのような生活習慣を身に付けたらよいのか、分かりやすくお話しします。

[講師] 東京都健康長寿医療センター 研究所 研究員・心理学博士 宇良千秋

定25名(申込多数の場合は抽選) 費無料 申 4月15日(必着)までに往復はがきに①~⑤(7頁記入例参照)⑥勤務先の方は勤務先の名称・所在地・電話番号を記入して申込む。 問 〒104-0061 中央区銀座4-9-8 銀座王子ビル2階 レッツ中央(中央区勤労者サービス公社) ☎(3546)8610

絵手紙教室

日 4月~9月の毎月第2・第4金曜日 計12回 午前10時30分~正午 初回は4月8日(金) 場 いきいき浜町教養室 対 60歳以上の区内在住者 内 絵手紙を初歩からやさしく指導します。 定20名(申込多数の場合は抽選) 費無料 申 4月5日(火)までにいきいき浜町窓口で直接申込む(電話申込不可)。 受講決定者は4月6日(水)以降館内に掲示します。 問 いきいき浜町(浜町敬老館) ☎(3669)3385

環境情報センター イベント情報

日・内別表2のとおり(予定) 場 環境情報センター

別表2

Table with 6 columns: 日時, タイトル, 内容, 講師, 対象, 申込締切日. Contains event details for April and May.

上手な話し方セミナー

日 5月18日~6月15日の毎週水曜日 計5回 午後6時30分~8時30分 場 築地社会教育会館3階第3洋室 対 中小企業に勤務する区内在住・在勤者 内 ビジネスで求められる話し方を「聞き方」「伝え方」「内容の整え方」の3点から理解と習得をします。 ・意識を変えることで話し方は変わる ・「上手に話す」ために聞き方を鍛える

・聞き手への伝え方、内容の整え方 ・プレゼンテーションで効果的なスピーチをするための練習 定25名(申込多数の場合は抽選) 費1,000円 申 4月18日(必着)までに往復はがきに①~⑤(7頁記入例参照)⑥勤務先の名称・所在地・電話番号を記入して申込む。 問 〒104-0061 中央区銀座4-9-8 銀座王子ビル2階 レッツ中央(中央区勤労者サービス公社) ☎(3546)8610

タイムドーム明石 平成28年度のプラネタリウム年間イベント

タイムドーム明石では、別表1のとおり、イベントを実施する予定で別表1

Table with 2 columns: 日程, 内容. Lists monthly events from April to December.

※1 費用 300円(区内中学生以下を除く) ※2 費用 教材費として最大3,000円程度(予定)の自己負担 ※※1・※2以外のイベントは無料です。

費無料 申 4月3日(日)から各イベントの申込締切日までに電話またはホームページから申込む。 詳細は、環境情報センターホームページをご覧ください。

す。 イベントの詳細については、実施日から1~3号前の「区のおしらせ中央」に掲載します。 郷土天文館「タイムドーム明石」 ☎(3546)5537

ホームページをご覧ください、お問合せください。 問 環境情報センター ☎(6225)2433 HP http://eic-chuo.jp/

凡例 日時 会場 対象 内容 定員 費用 申込方法 問合せ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

凡例 日付 会場 対象 内容 定員 費用 申込方法 問合せ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

情報コーナー

遊ぶ 知る

記入例(はがき・ファクス)



1人1枚
限り

往復はがきの場合は
返信用の宛名に〒・
住所・氏名を記入

- ①講座名など
- ②氏名・ふりがな
- ③〒・住所*
- ④電話番号
- ⑤年齢
- ⑥その他必要事項

※在勤の方は会社名・所在地・電話番号、在学の方は
学校名・所在地・電話番号も記入

◎「〒」住所が記載されていない場合の宛先は
〒104-8404 築地1-1-1 申込先へ

◎「電子申請も可」と記載されているものは
区のホームページの電子申請から申込みも可能

施設

学校施設などのスポーツ開放 (スポーツひろば)

「スポーツひろば」(別表1)は、気軽にスポーツを楽しんでいただける場です。予約なしで、初心者の方も参加できます。

開放日時に直接会場へ行き、氏名などを記入の上、ご参加ください。当日は担当指導員がご案内します。

[利用時間] 午後6時30分～9時

☑区内在住・在勤・在学者で15歳以上の方(中学生を除く)

[持ち物] 運動のできる服装・靴(硬式テニス・バドミントン・卓球に参加される方は各自ラケットを持参)

費無料(硬式テニス・バドミントンは、

ボール代などとして300円が必要)
◎学校行事・工事などで中止となる場合があります。

☑スポーツ課スポーツ事業係

☎(3546)5531

別表1 スポーツひろば一覧

| 種目 | 曜日 | 開放校(施設) |
|----------------------------|----|---------|
| ニュースポーツ(ラケットテニス・ソフトバレーボール) | 火 | 日本橋小学校 |
| | 金 | 月島第三小学校 |
| バドミントン | 水 | 日本橋中学校 |
| | 木 | 晴海中学校 |
| 健康トレーニング | 水 | 有馬小学校 |
| 卓球 | 木 | 京華スクエア |
| 硬式テニス | 木 | 京橋築地小学校 |
| バレーボール | 木 | 阪本小学校 |
| バスケットボール | 木 | 銀座中学校 |

日本橋図書館の臨時休館

図書館施設の保守などのため、4月11日(月)は臨時に休館します。

☑日本橋図書館

☎(3669)6207

総合スポーツセンター 温水プールの休止

区民体育大会開催のため、4月23日(土)午後8時30分から24日(日)午後5時(予定)まで温水プールの利用を休止します。

保健・医療・福祉

平成28年度健康診査・ がん検診・乳がん検診

平成28年度健康診査・がん検診

5月から健康診査・がん検診を実施します。健(検)診内容などについては別表2のとおりです。

対象の方には、別表3のとおり順次「がん検診等受診券」を送付します。

平成28年度乳がん検診

◎現在、建物などの防水改修工事を行っているため、一部施設の立ち入り制限や騒音など、ご利用の皆さんにはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

☑総合スポーツセンター

☎(3666)1501

5月2日(月)から実施します。受診する医療機関により、申込方法が異なります。

【区内医療機関】

申込方法については、「区のおしらせ 中央」5月1日号に掲載する予定です。

【東京都予防医学協会(5月～7月分)】

福祉保健部管理課保健係へ電話でお申込みください。日程や受付時間など詳細は別表4をご覧ください。

☑福祉保健部管理課保健係

☎(3546)5397

別表2

| 健康診査など | 対象 | 主な検査内容 | 備考 |
|---|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|
| 特定健康診査 | 40歳～75歳の中央区国民健康保険加入者 | 身体計測、血圧、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査など | 対象の方には別表3のとおり区から受診券を送付しますので、申込みは不要です。 |
| 高齢者健康診査 | 76歳以上の方 | | |
| 健康診査 | 40歳以上の生活保護受給中の方、中国残留邦人の方など | 基本チェックリストなど | |
| 生活機能評価 | 65歳以上の方(要介護・要支援認定者を除く) | | |
| 会社の健康保険に加入している40歳以上の方(被扶養者を含む) | | | |
| 区の健康診査は受診できません。勤務先または加入している健康保険組合などにお問合せください。 | | | |

| がん検診など | 対象 | 主な検査内容 | 備考 |
|-------------|-------------------------------------|-----------------------------------|---|
| 肺疾患(肺がん等)検診 | 40歳以上の方 | 問診、胸部エックス線撮影、喀痰細胞診(医師が必要と判断した方) | 対象の方には別表3のとおり受診券を送付しますので、申込みは不要です。ただし、胃がん検診の受診を希望する36歳～39歳の方は、電話または電子申請でお申込みください。 |
| 胃がん検診 | 35歳以上の方 ◎36歳～39歳は申込制 | 問診、胃部エックス線撮影(バリウム検査) | |
| 大腸がん検診 | 40歳以上の方 | 問診、便潜血検査(便自宅採取2日法) | 対象の方には別表3のとおり受診券を送付しますので、申込みは不要です。ただし、胃がん検診の受診を希望する36歳～39歳の方は、電話または電子申請でお申込みください。 |
| 前立腺がん検診 | 55歳以上の男性 | 問診、血液検査 | |
| 肝炎ウイルス検査 | 40歳以上で過去に中央区の肝炎ウイルス検査を受診していない方 | 問診、血液検査(B・C型肝炎) | 20歳～78歳の偶数歳の方には、4月下旬に受診券を送付しますので申込みは不要です。それ以外の対象の方は、電話または電子申請でお申込みください。 |
| 骨粗しょう症検査 | 40歳～70歳の5歳節目の女性 | 問診、エックス線または超音波 | |
| 眼圧検査 | 40歳以上の5歳節目の方 | 問診、眼圧検査 | 36歳～78歳の偶数歳の方には、4月下旬に受診券を送付しますので申込みは不要です。それ以外の対象の方は、電話または電子申請でお申込みください。また、検診機関により申込方法が異なります。詳しくは「区のおしらせ 中央」5月1日号でお知らせします。 |
| 子宮がん検診 | 20歳以上の偶数歳の女性 21歳以上の奇数歳で前年度未受診の女性 | 問診、視診、頸部細胞診、内診、体部細胞診(医師が必要と判断した方) | |
| 乳がん検診 | 36歳以上の偶数歳の女性 37歳以上の奇数歳で前年度未受診の女性 | 問診、視触診、マンモグラフィ検査(乳房エックス線撮影) | |

◎年齢は平成29年3月31日時点の年齢です。

別表3 受診券発送時期と受診期間

| 誕生日 | 受診券発送時期 | 受診期間 |
|---------|---------|-------------|
| 4月・5月 | 5月上旬 | 5月～8月 |
| 6月・7月 | 5月下旬 | 6月～9月 |
| 8月・9月 | 6月下旬 | 7月～10月 |
| 10月・11月 | 7月下旬 | 8月～11月 |
| 12月・1月 | 8月下旬 | 9月～12月 |
| 2月・3月 | 9月下旬 | 10月～平成29年1月 |

別表4 東京都予防医学協会の乳がん検診について

| 検診内容 | 問診・視触診・マンモグラフィ(乳房エックス線)検査 |
|------|--|
| 対象 | 区内在住の36歳以上(昭和56年3月31日以前に生まれた方)の女性で4月1日から平成29年3月31日までの間に誕生日に達して偶数歳になる方および昨年度受診されていない奇数歳の方 |
| 日程 | 5月2日(月)～7月30日(土) (日曜日、祝日を除く) |
| 定員 | 月～金曜日 午前9時～11時、午後1時～3時 各1名 土曜日(第2・第4土曜日を除く) 午前9時～11時 1名 |
| 会場 | 東京都予防医学協会 新宿区市谷砂土原町1-2(市ヶ谷駅下車) |
| 申込方法 | 4月4日(月)午前8時30分から福祉保健部管理課保健係に電話で申込み(着順)。 |
| 費用 | 無料(ただし、精密検査および検診内容以外の検査は受診者負担) |

◎妊娠中、授乳中、乳がんの治療中の方、または問診などにより医師が検診ができないと判断した方は受診できませんのでご注意ください。

×(キリトリ)

緊急の診療案内

土曜日・休日の診療

内科・小児科診療

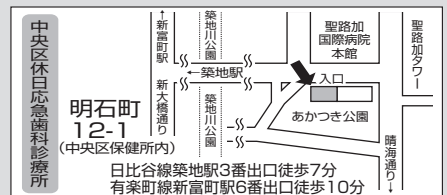
| 施設名 | 診療時間 | 土曜日 | 日曜日、国民の祝日および年末年始 | 担当 |
|------------------------|----------|-----|------------------|--------------------|
| 中央区休日応急診療所 ☎(3533)3136 | 午後5時～10時 | ○ | ○ | 中央区医師会 ☎(3531)1048 |
| 京橋休日応急診療所 ☎(3561)5171 | — | — | — | — |
| 日本橋休日応急診療所 ☎(5640)2570 | — | ○ | ○ | 日本橋医師会 ☎(3666)0682 |

歯科診療

| 施設名 | 診療時間 | 土曜日 | 日曜日、国民の祝日および年末年始 | 担当 |
|--------------------------|----------|-----|------------------|-------------------------|
| 中央区休日応急歯科診療所 ☎(3541)5420 | 午後5時～10時 | — | — | 京橋歯科医師会 ☎(3538)2700 |
| 日本橋休日応急歯科診療所 ☎(5640)5256 | — | — | — | お江戸日本橋歯科医師会 ☎(3661)1565 |

調剤薬局

| 施設名 | 診療時間 | 土曜日 | 日曜日、国民の祝日および年末年始 | 担当 |
|-----------------------|----------|-----|------------------|---------------------|
| 中央区休日応急薬局 ☎(3533)5170 | 午後5時～10時 | ○ | ○ | 京橋薬剤師会 ☎(3567)5386 |
| 日本橋休日応急薬局 ☎(5640)9856 | — | ○ | ○ | 日本橋薬剤師会 ☎(3666)6554 |



◎緊急の場合以外は、通常の診療時間内に各医療機関で診療を受けてください。定期的を受診することはできません。◎年末年始は、12月29日から1月3日までです。

×(キリトリ)

平成28年4月1日現在

(7) テレビ広報番組「こんにちは 中央区です」(15分番組)は、東京ネットワークのケーブルテレビ111チャンネル(毎日AM10:00・PM0:00・PM8:00)、東京ケーブルネットワークのケーブルテレビ111チャンネル(毎日AM9:30・PM0:00・PM7:30)で放送しています。

トピックス



第28回 平和の都市の楽しい集い

3月15日、銀座ブロッサム(中央会館)で「平和の都市の楽しい集い」が開かれました。歌手の麻倉未稀さんと庄野真代さんがお二人の代表曲などを熱唱しました。「みんなで歌うコーナー」では来場者も一緒に童謡を歌い、平和をあらためて感じたコンサートになりました。



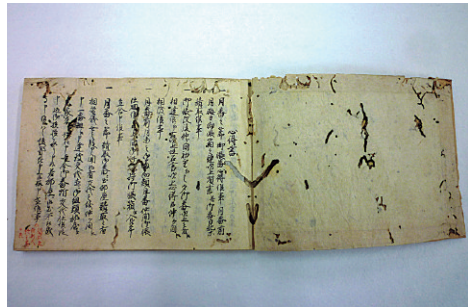
▲日本橋人形町三丁目(第二次)遺跡出土陶磁器・土器

登録種別 区民有形文化財考古資料
所在地 明石町12-1 郷土天文館
所有者 郷土天文館

本資料は、江戸時代に旗本であった片岡家に伝えられた古記録であり、職務の伝達事項を記載した廻状を写して編集した「廻状写」および職務の概要
本資料は、江戸時代、小姓組や書院番を勤めた中小の旗本家に伝わる資料が少ない中、本区に住居をかまえた旗本の職務記録類として貴重です。

区では、郷土の文化財として保護する必要があると認められたものを「中央区民文化財」として登録しています。平成28年度については4月1日付で2件を登録し、「中央区民文化財」は、登録93件、指定5件になりました。

「諸心書」は47丁から成る横半帳であり、「心得書」として職務の内容や火災時の心得などの注意事項が列記されているほか、將軍の御供の出欠名簿控えなど、諸届や報告、引継書の書き方見本などが記載されています。



▲片岡家文書

「廻状写」は56丁からなる堅帳であり、元文4(1739)年から寛延元(1748)年まで記録され、將軍の鷹狩りへ御供をする際の取り決めや、稽古の候補日などが記載されています。

中央区民文化財

新たに2件を登録

凡例 問合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

注意事項や心得を記した「諸心書」の2点です。

した。

概要

本資料は、日本橋人形町三丁目(第二次)遺跡の発掘調査(平成20年6月、9月実施)で出土した「茶屋」に関すると思われる307点の陶磁器・土器です。

本遺跡周辺は、天正18(1590)年に徳川家康が江戸に入府した後に埋め立てられ、町人地となったようです。当時晝屋町と呼ばれ、寛永11(1634)年に歌舞伎を演じる村山座(後の「市村座」)が創設され、慶安4(1651)年には隣町に中村座が転入してきました。

また、市村座、中村座といった江戸三座以外にも人形浄瑠璃などの芝居小屋が多く建てられ、これらを取り囲むように茶屋をはじめとした多くの商店が軒を連ねるなど、遊興地として江戸随一のにぎわいをみせていました。

本遺跡からは、店の屋号である文字が墨書された多数の陶器碗やお茶を煮出すための土瓶の他、献上や贈答に使われた鍋島焼の猪口をはじめ、高級な磁器碗や皿、鉢などが多量に出土しました。これらの遺物は、芝居見学の前後や合間に酒・料理を提供した料亭のような機能を有していた茶屋のものと考えられます。

本資料は、御府内における町人地の発掘調査ではこれまで見られなかったものであり、江戸随一の遊興地であった日本橋人形町周辺のにぎわいや土地利用を示す貴重な考古資料です。

☎(3546)5537

ふれあい広場

声で笑顔広がる朗読ボランティアグループ「わかはや会」

視覚障害のある方や活字による読書に支障がある方へ声で情報を伝える「対面朗読」をご存じですか。今回は朗読ボランティア「わかはや会」代表の五味まさみさんとメンバーの方にお話を伺いました。

五味さんは、大好きな「本を読むこと」でボランティア活動をしたいと1年間朗読講座に通った後、京橋図書館の朗読奉仕者養成講座を受講し、そこで出会った仲間と平成8年に「わかはや会」を立ち上げました。当初は対面朗読と録音図書を作成を行っていましたが、現在はデイサービスでの朗読奉仕、中央区社会福祉協議会発行「かけはし中央」の音声版作成など活動は多岐にわたっています。当時7名だったメンバーも今では15名と



▲マイホーム新川での朗読奉仕の様子

「なんでも安全安心メール」をご利用ください

区では、警察や地域の方から連絡があった不審者の目撃情報などを、携帯電話やパソコンメールを介して小学校・中学校などに通うお子さんの保護者の方にお知らせしています。利用をご希望の方は、随時受け付けていますのでお申込みください。なお、登録・配信は無料ですが、受信料は自己負担となります。

申込方法

☎(3546)5513

区務課学事係

よい朗読をしようとする新しいものに取り組み苦勞もあるそうですが、五味さんは「さまざまに分野の本を読むことで新たな発見がありますし、私たちが朗読を楽しむとそれが相手にも伝わり、皆さんが喜んでくれるのがうれしいです」、メンバーの皆さんも「同じ区民だから親しみをもちたい」と話してくれているという。笑顔で話してくださいました。

これからの活動について何と「会員自身が健康でいることが第一。それぞれの思いがあつて集まった仲間とこれからも皆さんに喜んでもらえるように元気に活動したいです」、デジタル録音をするのでパソコンに強い若い方や朗読に深みが出るので男性の声も募集しています」と教えていただきました。

また、デイサービスでの活動では朗読するだけでなく、飽きることなく楽しんでもらえるよう、クイズや合唱などを加え、読み手と聞き手の双方が声を出す形が定着してきました。マイホーム新川でこうした工夫を凝らした朗読を実際に聞いてみて皆さんの熱心さを感じました。常により